

(6) 「大阪府私立専修学校・各種学校設置認可等に関する審査基準」新旧対照表

改正後	現行
<p>第1 私立専修学校の設置認可</p> <p>1-6 (略)</p> <p>7 資産等</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) (6)にかかわらず、既設校等を設置運営している設置者が専修学校を設置する場合は、次の基準を満たす借入金は認められる。</p> <p>ア 借入金額が当該専修学校の設置に係る校地取得費及び校舎建築費の3分の2以下であること。</p> <p>イ 借入先が確実な金融機関であること。</p> <p>ウ 適正な返済計画があり、かつ、実行可能であること。</p> <p>エ 当該借入後において、設置者の総資産額に対する前受金を除く総負債額の割合が30%以下であり、かつ、設置者の負債に係る各年度の償還額が当該年度の帰属収入の20%以下であること。</p> <p>(8)～(11) (略)</p> <p>8-10 (略)</p> <p>11 資格</p> <p><u>私立学校の設置認可を受ける者は、次に掲げる者でないこと。</u></p> <p><u>学校教育法第4条及び第130条に定める認可の申請において、偽りその他不正の行為があった者であって、当該行為が判明した日から起算して5年を経過していないもの</u></p>	<p>第1 私立専修学校の設置認可</p> <p>1-6 (略)</p> <p>7 資産等</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) (6)にかかわらず、既設校等を設置運営している設置者が専修学校を設置する場合は、次の基準を満たす借入金は認められる。</p> <p>ア 借入金額が当該専修学校の設置に係る校地取得費及び校舎建築費の3分の2以下であること。</p> <p>イ 借入先が確実な金融機関であること。</p> <p>ウ 適正な返済計画があり、かつ、実行可能であること。</p> <p>エ 当該借入後において、設置者の総資産額に対する前受金を除く総負債額の割合が30%以下であり、かつ、設置者の負債に係る各年度の償還額が当該年度の帰属収入の20%以下であること。<u>ただし、専修学校の設置が設置者の経営改善に資するものであり、借入金額が設置者の経営状態に多大な影響を及ぼさないと認められる場合は除く。</u></p> <p>(8)～(11) (略)</p> <p>8-10 (略)</p>

改正後	現行
<p>第2 各種学校の設置認可</p> <p>1 設置者等</p> <p>第1の1、2、3ただし書、5及び7から<u>11</u>までを準用する。この場合、「専修学校」は「各種学校」と、「設置基準」は「規程」と読み替える（各種学校の収容定員に係る学則の変更認可において同じ。）。</p> <p>2-3 (略)</p> <p>第3 専修学校の課程の設置認可</p> <p>第1の3及び5から<u>11</u>までを準用する。この場合、「専修学校の設置」は「課程の設置」と、「開校の時期」は「設置の時期」と読み替える。</p> <p>第4 各種学校の収容定員に係る学則の変更認可</p> <p>第1の3ただし書、5及び7から<u>11</u>まで並びに第2の3を準用する。</p> <p>第5 申請手続及び標準処理期間</p> <p>1 専修学校及び各種学校の設置認可</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 申請書の提出</p> <p>申請者は、様式第1号により認可申請書（以下「申請書」という。）に<u>関係書類</u>を添えて、4月1日に開設しようとする場合にあっては原則として前々年度の2月末日まで、10月1日に開設しようとする場合にあっては原則として前年度の6月30日ま</p>	<p>第2 各種学校の設置認可</p> <p>1 設置者等</p> <p>第1の1、2、3ただし書、5及び7から<u>10</u>までを準用する。この場合、「専修学校」は「各種学校」と、「設置基準」は「規程」と読み替える（各種学校の収容定員に係る学則の変更認可において同じ。）。</p> <p>2-3 (略)</p> <p>第3 専修学校の課程の設置認可</p> <p>第1の3及び5から<u>10</u>までを準用する。この場合、「専修学校の設置」は「課程の設置」と、「開校の時期」は「設置の時期」と読み替える。</p> <p>第4 各種学校の収容定員に係る学則の変更認可</p> <p>第1の3ただし書、5及び7から<u>10</u>まで並びに第2の3を準用する。</p> <p>第5 申請手続及び標準処理期間</p> <p>1 専修学校及び各種学校の設置認可</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 申請書の提出</p> <p>申請者は、認可申請書（以下「申請書」という。）に<u>別に定める書類</u>を添えて、4月1日に開設しようとする場合にあっては原則として前々年度の2月末日まで、10月1日に開設しようとする場合にあっては原則として前年度の6月30日までに教育長</p>

改正後	現行
<p>でに教育長に申請すること。ただし、校舎の新築等を伴わない場合における申請書の提出期限は、4月1日に開設しようとする場合にあっては原則として前年度の6月30日まで、10月1日に開設しようとする場合にあっては原則として前年度の11月30日までとする。</p> <p>(3) 審査期間等</p> <p>ア 教育長は、適正な内容の申請書を受理後、内容を審査の上、直近の大阪府私立学校審議会（以下「審議会」という。）に諮問し、審議会からの答申後10日以内に答申の内容を申請者に通知する。</p> <p>イ <u>申請者は、申請内容に変更があったときは、様式第2号により変更届を提出するものとし、教育長は、変更届の提出があったときは、当該変更届の内容につき直近の審議会に報告する。この場合において、教育長は、当該変更届の内容について当初の申請内容から重大な変更があったと認めるときは、当該変更届の内容につき再度、直近の審議会に諮問するものとし、審議会からの再度の答申後10日以内に当該答申の内容を申請者に通知する。</u></p> <p>ウ 教育長は、校舎竣工後（校舎の新築等を伴わない場合においては、改装工事等完成后）、現地検査を行い、施設及び設備等について、申請内容と相違ないことを確認したときは、4月1日開設の場合にあっては原則として前年度の<u>9月30日まで</u>、10月1日開設の場合にあっては原則として前年度の<u>3月31日まで</u>に当該申請についての認可の適否を決定し、その旨を速やかに申請者に通知する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>に申請すること。ただし、校舎の新築等を伴わない場合における申請書の提出期限は、4月1日に開設しようとする場合にあっては原則として前年度の6月30日まで、10月1日に開設しようとする場合にあっては原則として前年度の11月30日までとする。</p> <p>(3) 審査期間</p> <p>ア 教育長は、適正な内容の申請書を受理後、内容を審査の上、直近の大阪府私立学校審議会（以下「審議会」という。）に諮問し、審議会からの答申後10日以内に答申の内容を申請者に通知する。</p> <p>イ 教育長は、校舎竣工後（校舎の新築等を伴わない場合においては、改装工事等完成后）、現地検査を行い、施設及び設備等について、申請内容と相違ないことを確認したときは、4月1日開設の場合にあっては原則として前年度の<u>3月31日まで</u>、10月1日開設の場合にあっては原則として<u>当該年度の9月30日まで</u>に当該申請についての認可の適否を決定し、その旨を速やかに申請者に通知する。</p> <p>2 (略)</p>

改正後	現行
<p>3 各種学校の収容定員に係る学則変更認可 (1)～(2) (略) (3) 審査期間等 <u>1(3)を準用する。ただし、収容定員を減員する場合は、1(3)ウの規定にかかわらず、原則として変更年度の前年度の3月31日までに当該申請についての認可の適否を決定し、その旨を速やかに申請者に通知するものとする。</u></p> <p>附則 (略)</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>1 この基準は、平成30年1月12日から施行する。ただし、第1の11の資格に関する規定は、同年5月1日から施行する。</u></p> <p><u>2 この基準は、施行日以降、新たに申請される専修学校及び各種学校の設置認可、専修学校の課程の設置認可並びに各種学校の収容定員に係る学則の変更認可の審査から適用する。ただし、この基準の施行以前に申請されている私立学校の設置認可等の審査については、なお従前の例による。</u></p> <p><u>様式第1号</u> } 別紙のとおり、様式を追加 <u>様式第2号</u> }</p>	<p>3 各種学校の収容定員に係る学則変更認可 (1)～(2) (略) (3) 審査期間 1(3)を準用する。</p> <p>附則 (略)</p>